



島根県報

平成29年7月14日（金）

第2,920号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報の一部改正	(総 務 課)	2
補助金等交付規則第3条の規定により島根県再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業補助金の交付の対象等を定める告示	(地 域 政 策 課)	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障 がい 福 祉 課)	4
平成29年度定期種畜検査に合格した種畜	(畜 産 課)	4
土地改良区の役員の就任の届出	(農 村 整 備 課)	6
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	(")	6
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	(中 小 企 業 課)	7
建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の住所の変更	(建 築 住 宅 課)	8
島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更	(審 査 指 導 課)	8

【公 告】

島根県第2期庁内情報管理基盤運用管理業務に係る提案競技の実施	(情 報 政 策 課)	9
島根県ネットワーク基盤関連支援業務委託に係る提案競技の実施	(")	12

【特定調達公告】

OSS都道府県税共同利用化システム（個別・標準個別部）及び島根県税務システムの設計・製造・改修業務委託に係る随意契約の相手方等	(税 務 課)	16
島根県組織犯罪対策システムの賃貸借及び付帯する導入業務委託契約に係る一般競争入札の実施	(警 察 本 部)	17

【公安規則】

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(警 察 本 部)	19
------------------------	-----------	----

告 示

島根県告示第389号

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報（平成14年島根県告示第798号）の一部を次のように改正し、平成29年7月14日から施行する。

平成29年7月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表の行政書士試験の項の次に次のように加える。

島根県職員採用選考試験（総務部人事課が実施する中山間地域研究センター企画情報部に勤務する研究員の職（地域研究スタッフに限る。）への採用の選考に限る。）	第1次試験の総合得点、種目別得点及び総合順位（不合格者に係るものに限る。）並びに種目別に定めた基準を満たさなかった種目並びに第2次試験の総合得点、種目別得点、総合順位及び種目別に定めた基準を満たさなかった種目	〃	総務部人事課
---	--	---	--------

表の島根県職員（任期付職員）採用選考試験の項中「総務部人事課」を「〃」に改める。

島根県告示第390号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32条）第3条の規定により、島根県再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業補助金の交付の対象等を定める告示（平成28年島根県告示第489号）は、廃止する。

平成29年7月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業補助金

2 交付の目的

県内において太陽熱、地熱・地中熱、水素等の再生可能エネルギー熱利用設備を導入する者に対し、その導入に要する経費について補助を行うことにより、再生可能エネルギー熱利用等の導入を促進することを目的とする。

3 交付対象者

県内において4に規定する事業を実施しようとする者（以下「事業実施者」という。）

4 交付の対象となる事業、補助対象経費及び交付金額

区分	交付の対象となる事業	補助対象経費	交付金額
	(1) 経済産業省の地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金（再生可能エネルギー熱事業者支援事業）交付要綱（20170221財資第7号）第3条の規定に基づき、一般社団法人環境共創イニシアチブが定めた	熱事業者支援交付規程に定める対象事業費から熱事業者支援交	補助対象経費の2分の1以内の額

太陽熱利用	地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金（再生可能エネルギー熱事業者支援事業）交付規程（以下「熱事業者支援交付規程」という。）第3条に定める太陽熱利用の設備を導入する事業で、県内の医療・福祉施設等で熱事業者支援交付規程に基づき交付決定を受けた事業	付規程に基づき受けた交付決定額を除いた額	
太陽熱利用	(2) 環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）交付要綱（平成28年4月1日付け環政計発第1604017号）第3条及び再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業実施要領（平成28年4月1日付け環政計発第1604018号）の規定に基づき、公益財団法人日本環境協会が定めた平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）交付規程（以下「熱自立交付規程」という。）第3条に定める太陽熱利用の設備を導入する事業で、県内の医療・福祉施設等で熱自立交付規程に基づき交付決定を受けた事業	熱自立交付規程に定める対象事業費の合計額	ア 事業実施者が市町村（市町村により設立された地方公共団体の組合を含む。）の場合 補助対象経費の6分の1以内の額 イ 事業実施者がア以外の者の場合 補助対象経費の4分の1以内の額 なお、ア及びイともに精算時に交付決定額からの増額はしないものとする。
地熱・地中熱利用	(1) 熱自立交付規程第3条に定める地熱利用の設備を導入する事業で、県内の公共施設等で熱自立交付規程に基づき交付決定を受けた事業	熱自立交付規程に定める対象事業費の合計額	ア 事業実施者が市町村の場合 補助対象経費の6分の1以内の額 イ 事業実施者がア以外の者の場合 補助対象経費の4分の1以内の額 なお、ア及びイともに精算時に交付決定額からの増額はしないものとする。
地熱・地中熱利用	(2) 熱事業者支援交付規程第3条に定める地中熱等利用の設備を導入する事業で、県内の公共施設等で熱事業者支援交付規程に基づき交付決定を受けた事業	熱事業者支援交付規程に定める対象事業費から熱事業者支援交付規程に基づき受けた交付決定額を除いた額	補助対象経費の2分の1以内の額
水素等の熱	経済産業省の燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金交付要綱（平成21・03・06財資第9号）第2条の規定に基づき、一般社団法人燃料電池普及促進協会が定めた燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金（家庭用燃料電池システム導入支援事業）交付規程（以下「燃料電池交付規程」とい	燃料電池交付規程に定める対象事業費から燃料電池交付規程に基づき受けた交付決定額を除い	1件当たり15万円以内。ただし、補助対象経費が15万円未満の場合は、その金額以内

利用	う。)第4条に定める設備を導入する事業で、燃料電池交付規程に基づき交付決定を受けた事業。ただし、設備の更新の場合は、交付の対象外とする。	た額	
----	--	----	--

島根県告示第391号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成29年7月14日

島根県知事 溝口善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
中島 香苗	小児科	益田赤十字病院	益田市乙吉町イ103番地1	平成29年6月30日
來海 壮志	神経内科	益田赤十字病院	益田市乙吉町イ103番地1	平成29年6月30日
伊藤 芳恵	神経内科	益田赤十字病院	益田市乙吉町イ103番地1	平成29年6月30日
安食 春輝	泌尿器科	公立邑智病院	邑智郡邑南町中野3848-2	平成29年6月30日
加藤 志帆	腎臓内科	隠岐広域連立隠岐島前病院	西ノ島町大字美田2071-1	平成29年6月30日

島根県告示第392号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の規定による平成29年度定期種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

平成29年7月14日

島根県知事 溝口善兵衛

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品種	検査成績
21232010005	長橋（日馬繁32S00014）	馬 日本鞍系種	2級
21601180004	惹紫（日馬繁01S02671）	馬 ペルシュロン種	2級
21332010003	花光（日馬繁32S00019）	馬 日本鞍系種	2級
21432010001	春本十九（日馬繁32S00020）	馬 日本鞍系種	2級
10250415791	85の3国牽（全和黑14699）	牛 黒毛和種	2級
11346929505	弦福照（全和黑原5824）	牛 黒毛和種	2級
11371927330	清福165の9（全和黑原5772）	牛 黒毛和種	2級
11346929659	国牽165の9（全和黑原5851）	牛 黒毛和種	2級
11215874424	桐花福（全和黑原4983）	牛	1級

		黒毛和種	
10120422171	花糸安 (全和黒原4876)	牛 黒毛和種	1級
11478451479	吉聖2682 (全和黒15182)	牛 黒毛和種	1級
11347749928	平賢桜 (全和黒15004)	牛 黒毛和種	2級
11239995938	糸隆福 (全和黒原5140)	牛 黒毛和種	2級
10504109636	隆娘 (全和黒原5222)	牛 黒毛和種	1級
10247040784	恵茂勝 (全和黒原5266)	牛 黒毛和種	特級
11259327283	茂弘松井 (全和黒原5381)	牛 黒毛和種	1級
10841693010	勝照茂 (全和黒原5478)	牛 黒毛和種	1級
11334435605	久茂福 (全和黒原5488)	牛 黒毛和種	1級
11343130843	茂勝華 (全和黒原5781)	牛 黒毛和種	1級
11344080659	千隆 (全和黒原5782)	牛 黒毛和種	1級
11348373245	恵福春 (全和黒原6055)	牛 黒毛和種	1級
11343050042	出国楓 (全和15子受卵島黒3150552)	牛 黒毛和種	1級
11510478464	大雄 (全和16子島黒1160035)	牛 黒毛和種	2級
11367245127	勇桜 (全和黒原5886)	牛 黒毛和種	2級
11207814575	伯宝 (全和黒原4710)	牛 黒毛和種	1級
10246282178	旬 (全和黒原5685)	牛 黒毛和種	1級
11362892739	知夫里 (全和黒原5869)	牛 黒毛和種	1級
11475730324	第2玉鋼 (全和黒原5942)	牛 黒毛和種	1級
31732010001	I 620	豚 その他	級外

島根県告示第393号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年7月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

大田市三瓶町野城土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所**理事**

水瀧 達雄 大田市三瓶町野城イ545-1

大谷 清文 大田市三瓶町野城イ305

三島 賢三 大田市三瓶町野城イ535-4

月森 寛 大田市三瓶町野城イ229

山下 厚美 大田市三瓶町野城イ260

監事

秦 賢 大田市三瓶町野城イ310-2

福間 道雄 大田市三瓶町野城イ391

島林 一雄 大田市三瓶町野城イ328

2 就任年月日

平成29年3月28日

島根県告示第394号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年7月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

大田市三瓶町野城土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所**理事**

水瀧 達雄 大田市三瓶町野城イ545-1

大谷 清文 大田市三瓶町野城イ305

三島 賢三 大田市三瓶町野城イ535-4

月森 寛 大田市三瓶町野城イ229

山下 厚美 大田市三瓶町野城イ260

監事

秦 賢 大田市三瓶町野城イ310-2

福間 道雄 大田市三瓶町野城イ391

島林 一雄 大田市三瓶町野城イ328

2 就任年月日

平成29年3月31日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

水瀧 達雄 大田市三瓶町野城イ545-1

大谷 清文 大田市三瓶町野城イ305

三島 賢三 大田市三瓶町野城イ535-4

月森 寛 大田市三瓶町野城イ229

山下 厚美 大田市三瓶町野城イ260

監事

秦 賢 大田市三瓶町野城イ310-2

福間 道雄 大田市三瓶町野城イ391

島林 一雄 大田市三瓶町野城イ328

島根県告示第395号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成29年7月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス敬川店 島根県江津市敬川町1306番外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成30年3月4日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,700平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

69台（建物敷地内）

イ 駐輪場の位置及び収容台数

20台（建物敷地東側）

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

42.3平方メートル（建物北側）

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

11.51立方メートル（建物内西側）

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時から午後10時まで

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2か所（建物敷地北西側）
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 2 届出年月日
平成29年7月3日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
江津市商工観光課（島根県江津市江津町1525番地）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- (1) 意見書の提出先
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
- (2) 意見書に記載すべき事項
- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他
意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第396号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の住所の変更の届出があつたので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年7月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	住 所		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
ビューローベリタス ジャパン株式会社	神奈川県横浜市中区山下町1番地	神奈川県横浜市中区山下町22番地	平成29年8月1日

島根県告示第397号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があつた。

平成29年7月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
			変 更 後	変 更 前
			売りさばき人の氏名	売りさばき人の氏名

925	鹿足郡津和野町森村口84 - 2 島根県鹿足郡交通安全協 会	鹿足郡津和野町森村口84 - 2	島根県鹿足郡交通安全協 会	鹿足郡交通安全協会
-----	---	---------------------	------------------	-----------

公 告

島根県第2期庁内情報管理基盤運用管理業務に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成29年 7月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県第2期庁内情報管理基盤運用管理業務

(2) 仕様

島根県第2期庁内情報管理基盤運用管理業務に係る提案競技要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

平成29年10月1日から平成34年3月31日まで

(4) 提案価格の上限額

287,605千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているものでないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

キ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ケ この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

- (7) 目的
- (イ) 企業体の名称
- (ロ) 構成員の住所及び名称
- (ハ) 代表者の名称
- (ニ) 代表者の権限
- (ホ) 構成員の出資の割合
- (ヘ) 構成員の責任
- (フ) 取引金融機関
- (ク) 決算
- (コ) 利益金の配当の割合
- (ケ) 欠損金の負担の割合
- (セ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ソ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (ゼ) 解散後の瑕疵担保責任
- (ヨ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからクまでに該当すること。

エ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

平成29年7月14日（金）から同月24日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 配布場所

松江市殿町1番地（島根県庁本庁舎4階） 島根県地域振興部情報政策課システム企画グループ

(3) 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

- (1) 提案競技参加資格確認申請書 1部
- (2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
- (3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）
- (4) 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

- (7) 提案書提出書 1部
 - (8) 提案書 7部
 - (9) 見積書 1部
- 5 書類の提出方法、提出期限及び提出先
- (1) 提出方法
郵送又は持参による。
 - (2) 提出期限
ア 4の(1)から(6)までの書類については、平成29年8月4日(金)午後3時まで(郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。)
イ 4の(7)から(9)までの書類については、平成29年8月23日(水)午後3時まで(郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。)
 - (3) 提出先
郵便番号690-8501
松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課システム企画グループ
電話 0852-22-6635 ファックス 0852-22-5969
電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp
- 6 提案競技説明会
提案競技説明会は、行わない。
- 7 提案競技に係る質問書について
- (1) 質問は、期限までに文書により提出すること(ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。)
 - (2) 質問提出期限は、平成29年7月24日(月)午後5時までとする。
 - (3) 提出先
5の(3)に同じ。
 - (4) 質問に対する回答は、平成29年7月31日(月)までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。
- 8 提案競技参加資格確認審査結果の通知
提案競技参加資格確認申請者に対し、平成29年8月10日(木)までに、郵送にて通知する。
- 9 選定方法
- (1) 島根県第2期庁内情報管理基盤運用管理業務提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。
 - (2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じヒアリングを行う。
 - (3) ヒアリングの日程等については、提案競技の参加者に別途通知する。
 - (4) 審査は次の方法で行う。
ア 仕様書に記載してある【必須】の項目が実施されることを確認する。
イ 仕様書に記載してある【要提案】の項目について、別に定める評価基準に基づき評価する。
 - (5) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
 - (6) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。
- 10 提案の無効に関する事項
次のいずれかに該当するときは、その者の提案は、無効とする。
- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
 - (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
 - (3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。

- (4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

11 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上、定める。

12 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

13 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required : A data Management system for Shimane Prefectural Government 1 set
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m. 23 August 2017
- (3) For further details contact : Information Policy Division 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan
TEL : 0852-22-6635

島根県ネットワーク基盤関連支援業務委託に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成29年7月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県ネットワーク基盤関連支援業務委託

(2) 仕様

島根県ネットワーク基盤関連支援業務に係る提案競技要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

平成29年10月1日から平成33年9月30日まで

(4) 提案価格の上限額

124,600千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業の資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているものでないこと。
- ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- キ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- ケ この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

- (7) 目的
- (イ) 企業体の名称
- (ロ) 構成員の住所及び名称
- (ハ) 代表者の名称
- (ニ) 代表者の権限
- (ホ) 構成員の出資の割合
- (ヘ) 構成員の責任
- (フ) 取引金融機関
- (ク) 決算
- (コ) 利益金の配当の割合
- (ケ) 欠損金の負担の割合
- (セ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ソ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (ゼ) 解散後の瑕疵担保責任

(ウ) その他必要な事項

- イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。
- ウ 構成員の全てが(1)のアからクまでに該当すること。
- エ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

平成29年7月14日（金）から同月24日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 配布場所

松江市殿町1番地（島根県庁本庁舎4階） 島根県地域振興部情報政策課システム管理グループ

(3) 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

- (1) 提案競技参加資格確認申請書 1部
- (2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
- (3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）
- (4) 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）
- (7) 提案書提出書 1部
- (8) 提案書 7部
- (9) 見積書 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(6)までの書類については、平成29年8月4日（金）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

イ 4の(7)から(9)までの書類については、平成29年8月23日（水）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

(3) 提出先

郵便番号690-8501

松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課システム管理グループ

電話 0852-22-6315 ファックス 0852-22-5969

電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技説明会

提案競技説明会は、行わない。

7 提案競技に係る質問書について

- (1) 質問は、期限までに文書により提出すること（ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。
- (2) 質問提出期限は、平成29年7月24日（月）午後5時までとする。
- (3) 提出先
5の(3)に同じ。
- (4) 質問に対する回答は、平成29年7月31日（月）までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。

8 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、平成29年8月10日（木）までに、郵送にて通知する。

9 選定方法

- (1) 島根県ネットワーク基盤関連支援業務提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。
- (2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じヒアリングを行う。
- (3) ヒアリングの日程等については、提案競技の参加者に別途通知する。
- (4) 審査は次の方法で行う。
ア 仕様書に記載してある【必須】の項目が実施されることを確認する。
イ 仕様書に記載してある【要必須】の項目について、別に定める評価基準に基づき評価する。
- (5) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (6) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

10 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は、無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

11 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

12 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

13 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required : Operation and Management support for network infrastructure of Shimane Prefectural Government 1 set
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m. 23 August 2017
- (3) For further details contact : Information Policy Division 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan
TEL : 0852-22-6315

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手續に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成29年7月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 物品等の名称及び数量

OS S都道府県税共同利用化システム（個別・標準個別部）及び島根県税務システムの設計・製造・改修業務委託一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部税務課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成29年6月12日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

島根県税務総合オンラインシステム共同企業体

代表者 富士通株式会社山陰支社 支社長 竹岡 ゆかり 島根県松江市学園南二丁目10番14号

構成員 株式会社テクノプロジェクト 代表取締役社長 山中 茂 島根県松江市学園南二丁目10番14号

構成員 富士通リース株式会社中国支店 支店長 堀江 秀三 広島県広島市中区紙屋町一丁目2番22号

5 随意契約に係る契約金額

42,638,400円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手續

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成29年7月14日

島根県警察本部長 米 村 猛

1 入札に付する事項

(1) 入札の件名

島根県組織犯罪対策システムの賃貸借及び付帯する導入業務委託契約

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成30年3月1日から平成35年2月28日まで

(4) 導入業務委託

入札説明書による。

(5) 委託期間

契約の日から平成30年2月26日まで

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセント（平成31年9月まで）及び10パーセント（平成31年10月から）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100（平成31年9月まで）及び110分の100（平成31年10月から）に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「14借入品」、中分類「(2)情報処理機器」に記載されている者であること。

(4) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(6) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110 内線2241、2242

(2) 入札説明会

行わない。

(3) 入札説明書の交付期間及び方法

平成29年7月14日（金）から同年8月2日（水）までの間、(1)の場所において交付する（交付時間は、土曜、日曜及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。）。

なお、ファクシミリ及び電子メールによる交付は、行わない。

(4) 入札書の提出期限

平成29年8月24日（木）午後2時（郵便による入札にあっては、正午までに到着していること。）

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年8月24日（木） 午後2時

イ 場所 島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎2階 会議室

ウ 開札 即時開札

(6) その他

ファクシミリ、電子メール、電話等による入札は、認めない。

4 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札保証金

契約予定相当額（入札金額に消費税等の額を加えた額）を貸借期間で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の5以上を徴収する。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

6 契約保証金

契約金額を貸借期間で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の10以上を徴収する。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

7 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

9 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

10 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

11 その他

詳細は、入札説明書による。

12 Summary

(1) Subject matter for tender : The contract which builds the system which prevents organized crime in

Shimane prefecture, and the leasing contract of the system.

- (2) Bid tendering Date : August 24, 2017, 2 : 00 p.m. (Bids by Post must be received by noon on August 24, 2017)
- (3) Contract contact information : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8 - 1, Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, Japan 690-8510
TEL : 0852-26-0110 (ext.2241 or 2242)

公 安 委 員 会 規 則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月14日

島根県公安委員会委員長 山 口 美 紀

島根県公安委員会規則第11号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第21条第9号を次のように改める。

- (9) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの实証実験又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験をすること。

附 則

この規則は、平成29年8月1日から施行する。